

# 「海老名市かがやき持続総合戦略」改定支援業務委託公募型プロポーザル 実施要項

## 1 目的

本業務は、海老名市において、人口の現状と将来の展望を踏まえて、5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「かがやき持続総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において示された、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決のための施策の方向性を勘案しつつ、本市の次期総合戦略（令和7年度～令和11年度）に改定するものである。

この改定に必要な知識の提供及び技術支援を得ることを目的とし、当該業務を受託する事業者の選定手続き等について定める。

## 2 プロポーザルの概要

「海老名市かがやき持続総合戦略」を改定するにあたり必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

### (1) 名称

「海老名市かがやき持続総合戦略」改定支援業務委託公募型プロポーザル

### (2) 主催者

海老名市

### (3) 担当部署

海老名市 財務部 企画財政課 政策経営係

### (4) 選定方法

本プロポーザルでは、選定委員会を設置し二段階方式で審査を行う。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行う。

二次審査における合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。なお、二次審査において合計得点が最も高い者が複数となった場合または合計得点が最も高い者と次点の者との点が僅差であり甲乙つけがたい場合は、一次審査において提出された見積金額の最も低い者を第一位候補者とし、次に金額の低い者を第二位とする。

### (5) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てへ通知すると共に、二次審査結果は市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

### (6) 情報公開

審査結果の情報について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基

づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 業務名

「海老名市かがやき持続総合戦略」改定支援業務委託

#### (2) 業務内容の概要

4に記載した内容を網羅した「総合戦略」の改定支援及び5に記載した情報提供と提案並びに6に記載した改定体制の運営支援を行う。なお、改定にあたっては、既存資料を活用し、必要な追加調査を実施する。

#### (3) 業務履行場所

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所

#### (4) 委託期間

令和6年6月下旬から令和7年3月31日まで

#### (5) 予算限度額

5,892,000 円（消費税相当額を含む）

※「海老名市かがやき持続総合戦略」改定支援業務の予算限度額

※契約時の予定価格を示すものではなく事業の最大規模を示す金額

### 4 総合戦略掲載内容

#### (1) 基本目標

- ・既存の「海老名市かがやき持続総合戦略」の基本目標を基本とし、現在の社会情勢や今後の展望を踏まえて、必要に応じて更新する。
- ・基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標とする。

#### 【既存の基本目標】

基本目標1：若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標2：まちのかがやきを持続する拠点性を高める

基本目標3：元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり

基本目標4：まちの魅力向上とシティプロモーションの推進

#### (2) 横断的な目標

- ・基本目標に対して横断的な取組を行うことで、重要業績評価指数（KPI）の目標達成や施策の効果を高められる目標を設定。
- ・既存の横断的な目標を基本とし、デジタル田園都市国家構想総合戦略で示された「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」を盛り込んだ横断的な目標に更新する。

**【既存の横断的な目標】**

横断的な目標 1：多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標 2：新しい時代の流れを力にする

(3) 目標達成に向けた基本的方向

・(1)で定める基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。

(4) 政策分野ごとの具体的な施策

・(3)に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する。

＜海老名市における施策イメージ（案）＞

- ・企業の誘致（雇用の創出、人口の流入、法人市民税の増収）
- ・本市総合計画「えびな未来創造プラン2020」に示す人口推計における目標人口を達成（令和11年目標人口14万5,520人）
- ・海老名市を中心としたコンパクトシティづくり
- ・子育てと仕事の両立ができる環境を実現するための保育サービスの拡充
- ・働き手不足の解消に向けた外国人材の受け入れ
- ・多様な人が活躍できるジェンダー平等なまちづくり

(5) デジタルの力を活用した社会課題解決に関する具体的な取組

・(2)で定めた横断的な目標について、政策分野ごとに定めた基本目標の達成のための具体的な取組を設定する。

**5 改定支援における情報提供等**

国、県及び他市町村の先進的な総合戦略の記載事項に関する情報提供と、本市総合戦略に取り入れるべき事項について提案を行う。

**6 改定体制の運営支援**

庁内会議、関連資料の準備、記録作成等を行う。

**7 成果品**

(1) 総合戦略：A4版 100部カラー印刷

(2) 総合戦略（概要版）：A4版 100部カラー印刷 500部カラー印刷

(3) 電子式記録媒体等資料：CD-R 1枚

## 8 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 過去 5 年間（平成 31 年度～令和 5 年度）において、人口推計又はそれに類する調査報告書の作業業務委託契約、総合計画策定業務委託契約又は総合戦略策定業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を 3 件以上有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 9 受託者特定までのスケジュール

番号	項目	期間等
1	プロポーザル公告、参加意向申出受付開始	令和 6 年 4 月 24 日（水）
2	質問書の受付期限	令和 6 年 5 月 2 日（木）
3	参加意向申出書の受付期限	令和 6 年 5 月 10 日（金）
4	資格確認結果通知、一次審査書類提出要請	令和 6 年 5 月 15 日（水）
5	一次審査書類の提出期限	令和 6 年 5 月 22 日（水）
6	一次審査結果通知	令和 6 年 5 月 31 日（金）
7	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ※一次審査により選考された者のみ	令和 6 年 6 月 20 日（木）
8	二次審査結果通知、受託候補者特定	令和 6 年 6 月 24 日（月）以降

※日付は予定のため変更の場合あり

## 10 配布書類

### (1) 配布期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月10日（金）まで

### (2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(URL : <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/index.html>)

### (3) 配布書類一覧

ア 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（要綱様式含む）

イ 「海老名市かがやき持続総合戦略」改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

ウ 質問書（様式1）

エ 業務実績確認書（様式2）

オ 予定担当者実績及び業務実施体制確認書（様式3）

カ 見積書（様式4）

キ 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式5）

ク 企画提案書（様式6）

ケ 業務工程表（様式7）

## 11 質問及び回答

### (1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、様式1により電子メールにて提出すること。  
なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 [kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp)

【提出期限】 令和6年5月2日（木） 正午受信分まで

### (2) 回答

全ての質問と回答について、随時、市ホームページへ掲載する。

## 12 参加意向申出

### (1) 参加意向申出に係る提出書類及び提出期限

#### 【提出書類】

次のア、イの書類をまとめたものを10部（正1部、副9部）提出すること。両面複写可。

ア 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第1号様式）

イ 事業者等の概要報告書（様式任意。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。）

#### 【提出期限】

令和6年5月10日（金）17時15分まで（郵送の場合、必着）

(2) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1  
海老名市役所財務部企画財政課政策経営係

(3) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）において、8時30分から17時15分までの間のみ受付。

(4) 通知

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行い、確認結果について文書で通知するとともに参加資格を有していることが確認できた者に対してプロポーザル関係書類の提出を要請する。

### 13 審査

(1) 審査の対象となる者は、参加意向申出をした者のうち参加資格を有することが市から認められその旨の通知及びプロポーザル関係書類の提出要請を受けた者とする。

(2) 審査は、(3) の評価項目について選定委員会が次のとおり二段階方式で行い、二次審査の合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。なお、二次審査において合計得点の最も高い者が複数となった場合または合計得点の最も高い者と次点の者との点が僅差であり甲乙つけがたい場合は、一次審査において提出された見積金額の最も低い者を第一位候補者とし、次に金額の低い者を第二位とする。

**【一次審査】**

提出書類を審査し、5者以内の者を二次審査対象として選出する。

**【二次審査】**

一次審査を通過した者が実施するプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査する。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとする。

(3) 評価項目は次のとおりとする。

一次審査	
評価項目	(詳細)
①デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた、「海老名市かがやき持続総合戦略」の改定に対する基本コンセプトについて	
②事業者の技術力	同種業務実績内容、件数等
③管理技術者及び担当技術者の技術力 業務実施体制	管理技術者の同種業務実績内容
	担当技術者の同種業務実績内容

	業務実施体制の的確性
④策定作業のフォローアップ体制について	
⑤作業スケジュール	作業スケジュールの妥当性
⑥見積内容	金額や積算根拠の妥当性、明確性、適切性
二次審査	
評価項目	(詳細)
①総合戦略の改定方法及び独自性について	
②国、県及び他市町村の先進的な総合戦略の記載事項に関する情報提供と、本市総合戦略に取り入れるべき事項についての提案	
③担当者の能力	プレゼンテーション能力
	ヒアリング能力

#### (4) 一次審査

次の提出資料に基づき書類審査を行う。

##### 【提出書類】

下記ア～カまでの書類をまとめたものを 10 部（正 1 部、副 9 部）提出すること。両面複写可。キについては 1 部で可。

- ア 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第 4 号様式）
- イ 業務実績確認書（様式 2）
- ウ 予定担当者実績及び業務実施体制確認書（様式 3）
- エ 見積書（様式 4）
  - ※見積額には消費税を含む
  - ※積算根拠を明らかにした書類（様式任意）を添付すること
- オ 企画提案書（様式 6）
  - ※各項目 10 ページ以内で作成すること
- カ 業務工程表（様式 7）
- キ 過去の成果品（提出可能な総合戦略）

##### 【提出期限】

令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時 15 分まで（郵送の場合、必着）

※提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様とする。

#### (5) 一次審査結果の通知

一次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知する。また、合わせて二次審査対象者へ二次審査に関する詳細を通知する。

#### (6) 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した者に対して一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行う。詳細は一次審査結果とともに送付する通知で確認すること。

**【実施予定日】**

令和6年6月20日（木） ※変更の場合あり

**【審査内容】**

本委託業務に関するプレゼンテーション及びヒアリング

(7) 二次審査結果の通知

二次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載する。

## 14 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 一次審査における企画提案書のうち指示のある事項に関する説明及び二次審査における説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができる。また、彩色も可とする。複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできない。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。
- (4) 両面複写は可。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。

## 15 受託候補者の取扱

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、市が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第一位の候補者との交渉を終了し、第二位の候補者と交渉する。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

## 16 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合

- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

## 17 その他

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。
  - ア 本プロポーザルに関する費用
  - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
  - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（様式5）を提出すること。
- (6) 業務受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 業務受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託者と市が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (9) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。